

いじめ防止対策

1. 進徳女子高等学校いじめ防止対策基本方針

(目的)

第1条 この要項は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、進徳女子高等学校いじめ防止対策基本方針を定めたものである。

(基本理念)

第2条 いじめ防止等のための対策は、生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるようにすることを目的とする。

- 2 いじめ防止等のための対策は、全ての生徒がいじめがどこでも起こりうることを認識しつつ、それぞれの生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを知りながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- 3 いじめの防止等のための対策は、家庭、関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(学校及び教職員の責務)

第3条 学校及び教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(基本的な方針の策定)

第4条 アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握などによっていじめを早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー等との連携の下、必要な取り組みを行う。

(いじめ防止等に関する措置等)

第5条 法第22条の定める組織の役割は、生徒指導部の所管とする。

第6条 いじめ防止対策の取り組み

- (1) 年間2回（7月、12月）のいじめアンケート実施
- (2) 年間3回（毎学期始め）の教育相談の実施

第7条 いじめへの対処

(1) いじめの疑いのある事案を把握した時の措置

いじめの通報または、いじめの発見があった場合は、最初に情報に接した教職員が、生徒指導部に報告する。生徒指導部は、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。事案がいじめと判断された場合には、重大事態委員会を開き、事案に対する処置を協議、決定する。

(2) いじめがあったことが確認された事案への措置

① いじめを受けた生徒等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。必要に応じて、教室以外の場所で学校生活を送るなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

② いじめを行った生徒等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。必要に応じて、学級等の全体への指導も行う。

2. 重大事態委員会設置要項（令和元年9月1日付）

(1) 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「進徳女子高等学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、重大事態の疑いがある事案その他適当とみられる事案に対し、学校全体で連携した対応を推進する。

(2) 構成員

委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。

生徒指導部・学年主任を委員とする。

校長は必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

(3) 会議

校長は、重大事態委員会を主宰し、会議を招集する。

(4) 重大事態委員会の役割

① 基本方針に基づき、生徒指導部のいじめ等の対応を監督する。

② 生徒指導部の作成した年間計画について確認し、必要があれば修正する。

③ 重大な事態が発生した場合や調査すべき事項が出た場合は、この委員会が中核となって対応する。

(5) その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。